市民税・県民税申告書　記入のしかた

はじめに…

- この申告書は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの収入状況を申告するものです。
- 申告書の控えや添付書類の返却を希望される方は、送付先を記入し、重量に応じた切手を添付した返信用封筒を同封してください。
- 所得や控除の詳しい説明や計算方法は、この用紙のうら面（所得・控除の一覧表）をご覧ください。
- この記入のしかたに載っていない欄の記入方法に関しては、市ホームページをご覧いただくか、市民税課へお問い合わせください。

【お問合わせ先】➡ 福島市役所 市民税課 市民税第三係・第二係
電話：024-525-3712・024-525-3792

【福島市ホームページ（申告・所得・控除）二次元コード】➡

手順①　現住所・氏名・生年月日・個人番号（マイナンバー）・電話番号・職業を記入してください。

おもて面　上部

令和6年度分　市民税・県民税　申告書

福島市長

現住所	福島市〇〇町1番2号　福島ハイツ201号
1月1日現在の住所	福島市　五老内町3番1号
フリガナ	フクシマ　タロウ
氏名	福島　太郎
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 9 9 9
生年月日	明・大・(昭)・平・令　30・10・1
提出年月日	年　月　日
通信日付	
整理番号	
電話番号	090-0000-0000
職業	自営業
代理人の方はこちらの欄も記入してください。	
代理人氏名	
代理人の続柄	

現住所が1月1日現在の住所と同じ場合は、1月1日現在の住所の欄に「同上」と記入してください。

確認のため連絡をすることがありますので、日中連絡のつく電話番号を記入してください。

代理人が提出する場合は、代理人氏名・本人との続柄を記入してください。

手順②　令和5年中の収入・所得について記入してください。申告書うら面にある所得の内訳も記入してください。

おもて面　右上

1 収入金額等	事業	営業等	ア　150,000
		分離課税	
		農業	イ　100,000
	不動産		ウ　50,000
	利子		エ
	配当		オ
	給与		カ　（内専給　）320,000
	雑	公的年金等	キ　1,865,000
		業務	ク　20,000
		その他	ケ　30,000
	総合譲渡	短期	コ
		長期	サ
	一時		シ
2 所得金額	事業	営業等	1　70,000
		免税所得	
		農業	2　△140,000
	不動産		3　50,000
	利子		4
	配当		5
	給与		6　0
	雑	公的年金等	7　765,000
		業務	8　15,000
		その他	9　50,000
		合計（7+8+9）	10
	総合譲渡・一時		11
	合計		12　1,440,000

該当する箇所に令和5年中の収入を記入してください。**源泉徴収票がある方は写しを添付**してください。
※公的年金の源泉徴収票は添付不要

給与・公的年金等があった方は、既定の計算で算出した所得を記入してください。計算式等の詳細はうら面をご覧ください。
※所得の算出が難しい場合は、収入の記入のみで構いません。

それ以外の各種所得は、収入から必要経費を引いた金額を記入してください。

「2　所得金額」の合計額を記入してください。

うら面　右上

○所得の内訳（源泉徴収税額）　8 配当所得に関する事項　9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項　を除く

所得の種類	種目	所得の生ずる場所	収入金額	源泉徴収税額
年金	公的年金	日本年金機構	1,605,000	5,000
年金	公的年金	企業年金連合会	260,000	0
給与	給与	（有）○×建設	320,000	0

給与・年金ほか

7 事業・不動産所得に関する事項　※収支内訳書を添付してください

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	専従者控除額	青色申告特別控除額
営業	五老内町商店	1,500,000	300,000	500,000	0
農業	福島市六老内町	100,000	240,000	0	0
不動産	福島市七老内町	50,000	[illegible]	0	0

営業・農業・不動産

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費

配当

国外株式等に係る外国所得税額

9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

種目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
業務	三老内協会	20,000	5,000
その他	○×生命保険会社	300,000	250,000

年金以外雑所得

給与・年金所得の内訳を記入してください。

【給与所得】
源泉徴収票の「支払金額」を収入金額に記入してください。なお、源泉徴収票がない場合は、給与明細等から収入金額を積算してください。

【年金所得（国民年金・厚生年金・企業年金など）】
※障害年金・遺族年金等は当てはまりません。
源泉徴収票の「支払金額」を収入金額に記入してください。

営業所得・農業所得・不動産所得の内訳を記入してください。

[収入金額]令和5年中の売上などの収入のほか、関連する雑収入も含めて記入してください。

[必要経費]収入を得るために必要な経費のみ合計して記入してください。生活費等は該当しません。

[専従者控除額]生計を同じにする親族があなたの事業に令和5年中6ヶ月を超える期間従事した場合は、支払った給与金額を記入してください。
また、該当する場合、うら面　中央　の**「11事業専従者に関する事項」も記入してください。**

11 事業専従者に関する事項

フリガナ / 氏名	フクシマ　ジロウ / 福島　次郎	続柄	弟	生年月日	明・大・(昭)・平・令　33・5・10
専従者給与（控除）額	500,000				
個人番号	1 2 3 4 5 6 6 6 6 6 6 6	従事月数	12		
フリガナ / 氏名		続柄		生年月日	明・大・昭・平・令　・・
専従者給与（控除）額					
個人番号		従事月数			
フリガナ / 氏名		続柄		生年月日	明・大・昭・平・令　・・
専従者給与（控除）額					
個人番号		従事月数			
所得税における青色申告の承認の有無		承認あり・承認なし		合計額	

給与・年金以外の所得がある方は、その所得にかかる市県民税の納税方法を選択してください。

おもて面　左下

5 給与・公的年金等に係る所得以外（令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市町村民税・道府県民税の納税方法

☐給与から差引き（特別徴収）　☑自分で納付（普通徴収）

配当所得の内訳を記入してください。また、**配当に関する書類の写しを添付してください。**

雑所得（公的年金以外）の内訳を記入してください。
[種目]　以下のいずれか該当内容を記入してください。
○業務　…原稿料・講演料・ネット個人取引・シルバー人材センター、工賃など
○その他…生命保険の年金（個人年金保険）などの業務以外のものによる所得
[収入金額]　源泉徴収票がある場合は転記し、写しを添付してください。ない場合は、令和5年中の収入合計額を記入してください。
[必要経費]　経費がある場合は記入してください。収入を得るために必要な経費に限られます。

手順③　令和5年中の各種控除について、適用したいものがある場合は記入してください。（控除証明書がある場合、原本または写しを添付してください。）

【生命保険料・地震保険料控除】
令和5年分の控除証明書記載の支払額をあてはまる欄に転記し、控除証明書あるいはその写しを添付してください。

【寡婦控除　※合計所得金額が 500 万円以下の女性のみ】
申告者が下記に該当する場合、✓してください。
・夫と死別し事実婚状態でない方
・夫と離婚後事実婚状態でなく扶養親族を有する方

【ひとり親控除　※合計所得金額が 500 万円以下の方のみ】
申告者が未婚・離婚・死別の、事実婚状態でない方で、総所得金額48万円以下の生計を同じにする子を有している方は✓してください。

【障害者控除】
申告者や扶養親族に障がいがある場合は、障害者手帳等を確認し、氏名・個人番号・障がいの程度を記入してください。

【配偶者控除】
申告者と生計を同じにする配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合、配偶者氏名・生年月日・個人番号を記入してください。

【配偶者特別控除】
申告者と生計を同じにする配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合該当します。

【医療費控除】
令和5年中に支払った医療費の合計額を記入してください。また、高額療養費や医療保険等から補てんされる金額があった場合は、その金額も記入してください。
※医療費の領収書等は添付不要

おもて面　左側

3　所得から差し引かれる金額に関する事項

	社会保険の種類	支払った保険料
13 社会保険料控除	社会保険料	30,000 円
	国民健康保険税	100,000 円
	介護保険料	円
	後期高齢者医療保険料	円
	国民年金保険料	25,000 円
	合計	155,000 円
15 生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計
	50,000 円	60,000 円
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計
	80,000 円	40,000 円
	介護医療保険料の計	
	60,000 円	
16 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計
	25,000 円	円

17～19 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除　17 ☐寡婦控除　☐死別　☐生死不明　☐離婚　☐未帰還　18 ☐ひとり親控除　19 ☐勤労学生控除（学校名）

20 障害者控除	氏名	福島　太郎	障害の程度　身体 3 級
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 9 9 9	
	氏名		障害の程度　級
	個人番号		
21～22 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	配偶者の氏名	福島　花子	生年月日　(昭)・平・令　33・1・2
	配偶者の合計所得金額	270,000 円	
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 0 1 0 1 0	☐ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）

23 扶養控除

氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄	控除額
福島　桜子	明・大・(昭)・平・令　54・2・3	☐同居 ☑別居	子	万円
個人番号	1 1 1 1 1 1 2 2 2 2 3 3 3 3			
氏名	生年月日　明・大・昭・平・令　・・	☐同居 ☐別居	続柄	控除額　万円
個人番号				
氏名	生年月日　明・大・昭・平・令　・・	☐同居 ☐別居	続柄	控除額　万円
個人番号				
氏名	生年月日　明・大・昭・平・令　・・	☐同居 ☐別居	続柄	控除額　万円
個人番号				

16歳未満の扶養親族（控除対象外）

氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
福島　桃	(令)・令　20・11・10	☐同居 ☑別居	子の子
個人番号	0 1 0 1 0 2 2 2 2 3 3 3 3		
氏名	生年月日　平・令　・・	☐同居 ☐別居	続柄
個人番号			
氏名	生年月日　平・令　・・	☐同居 ☐別居	続柄
個人番号			

別居の扶養親族がいる場合には、裏面「12」に氏名、個人番号、住所欄に国外居住者である場合は区分を記入してください。　扶養控除額の合計　万円

26 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
27 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補てんされる金額
	180,000 円	40,000 円

おもて面　右下

4　所得から差し引かれる金額

社会保険料控除	13	155,000
小規模企業共済等掛金控除	14	
生命保険料控除	15	70,000
地震保険料控除	16	12,500
寡婦、ひとり親控除	17～18	
勤労学生・障害者控除	19～20	260,000
配偶者（特別）控除	21～22	330,000
扶養控除	23	330,000
基礎控除	24	430,000
13から24までの計	25	1,587,500
雑損控除	26	
医療費控除　区分 ☐	27	68,000
合計（25+26+27）	28	1,655,500

控除額を算出し、該当項目にご記入ください。
控除額の計算方法等は、この用紙のうら面にある所得・控除の一覧を参照ください。
算出が難しい場合は空欄で構いません。

【扶養控除】
令和5年中の合計所得金額が48万円以下の生計を同じにする親族がいる場合は、氏名・生年月日・個人番号・続柄を記入してください。
その親族が16歳未満の場合は、「16歳未満の扶養親族」の欄に記入してください。

別居の扶養親族の場合は、併せて　うら面　下部　の**「12別居の扶養親族に関する事項」に氏名・個人番号・住所を記入してください。**
そのうち国外居住者の場合は、住所欄に国名を記入のうえ該当する区分に✓してください。併せて親族関係書類・送金関係書類等の写しをご提出ください。

12 別居の扶養親族に関する事項

フリガナ / 氏名	フクシマ　サクラコ / 福島　桜子	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 0	住所　○○県○○市○○町字○○-○
国外居住	☐配偶者　☐30歳未満または70歳以上　☐留学　☐障がい者　☐38万円以上の支払			
フリガナ / 氏名		個人番号		住所
国外居住	☐配偶者　☐30歳未満または70歳以上　☐留学　☐障がい者　☐38万円以上の支払			
フリガナ / 氏名		個人番号		住所
国外居住	☐配偶者　☐30歳未満または70歳以上　☐留学　☐障がい者　☐38万円以上の支払			

うら面　左下

14 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分（特例控除対象）		10,000 円
住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県、市区町村分（特例控除対象以外）		5,000 円
条例指定分	都道府県	
	市区町村	

【寄附金税額控除】
ふるさと納税の寄附金がある方は、「都道府県・市区町村分（特例控除対象）」の欄に寄附金額を記入してください。